

平成30年4月から国民健康保険(国保)は 県と市町村が一体となって運営します

ここがポイントだモン!



©2010熊本県くまモン

1

県が財政運営の責任を担い、
国保財政の安定化を目指します!

2

各種手続き等の窓口は、これまで
同様お住まいの市町村です!

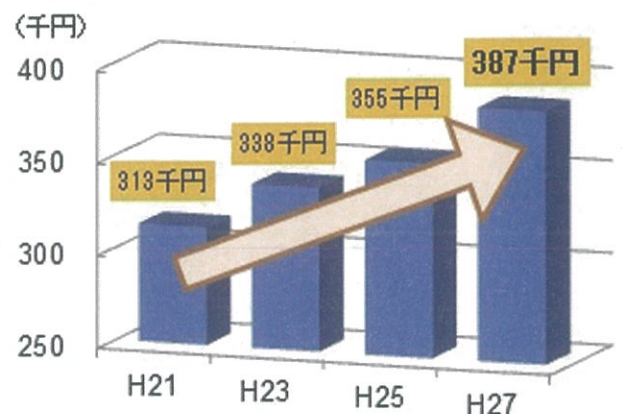


なぜ県が運営に加わるの?

これまで

- 各市町村が運営してきました。
- 被保険者の年齢が高く、医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱え、厳しい財政状況が続いています。

【熊本県の国保1人当たり医療費の推移】

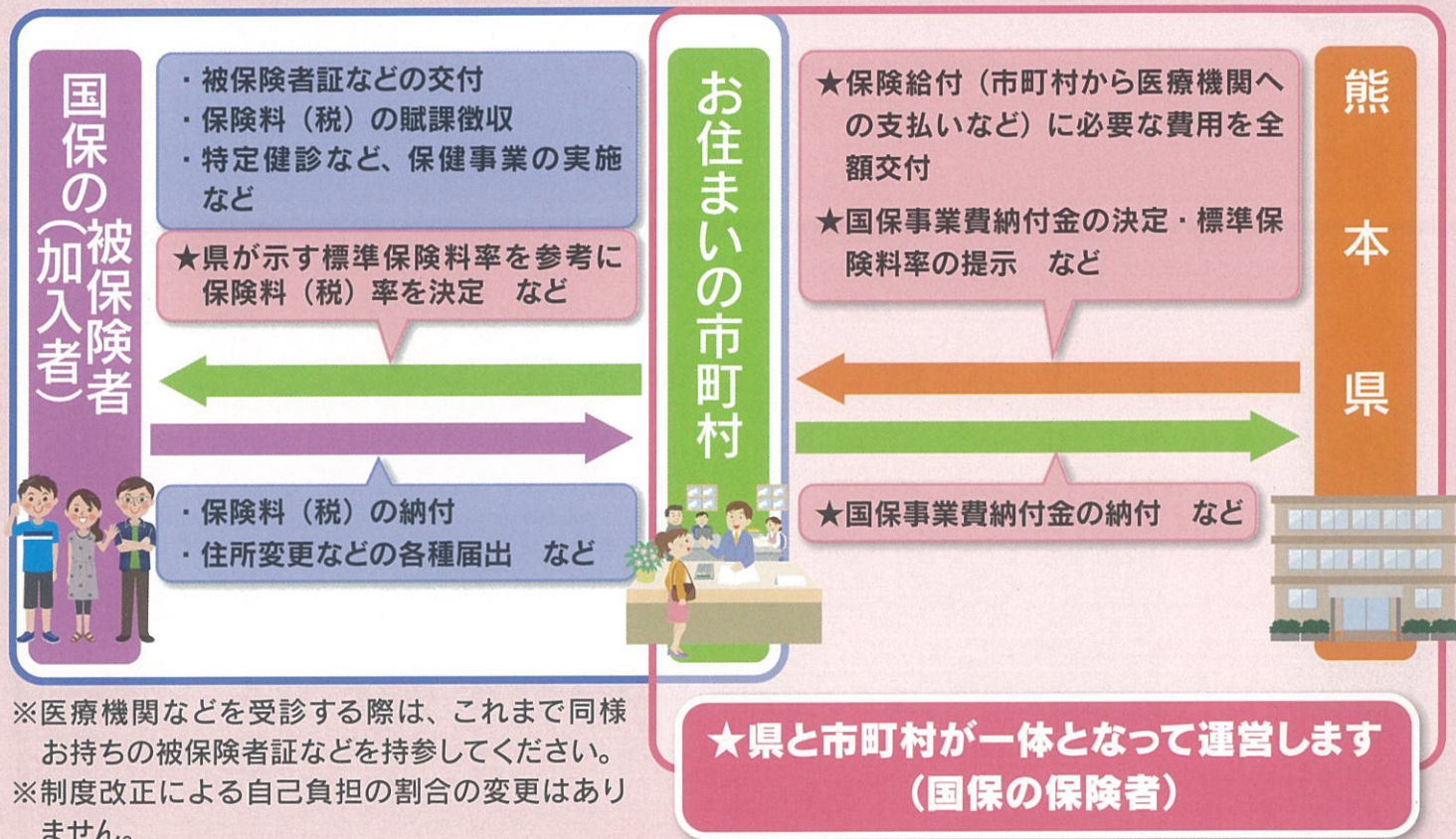


平成30年4月から

- 国の財政支援が拡充されます。
- 県単位の財政運営に移行して規模を大きくし、従来の「住民同士の支え合い」に「市町村同士の支え合い」の観点を加え、**財政の安定化を目指します。**



各種手続きなどの窓口は、これまで同様お住まいの市町村です



平成30年4月から

県内で他市町村に転居する場合の制度が変わります

「被保険者の資格管理」が都道府県単位になります

- 平成30年4月以降、他市町村へ転居した場合でも、県内の転居であれば、国保の資格が継続されます。
- ※ただし、これまでどおり、転居前の市町村窓口で被保険者証などを返納し、転居後の市町村窓口で新しい被保険者証などの交付を受ける必要があります。

「高額療養費の多数回該当」が都道府県単位で通算されます

- 平成30年4月以降、他市町村へ転居した場合でも、県内の転居であれば、「高額療養費の多数回該当」の該当回数が引き継がれるようになり、負担が軽減されます。
 - ※ただし、該当回数を引き継ぐ際には、「転居後も同じ世帯であることが認められたとき」など条件があります。
- 「高額療養費の多数回該当」とは？
- 医療費の自己負担額が所得や年齢により定められた限度額を超えた場合、その額が、高額療養費として支給されます。
 - 過去12か月間に4回以上、自己負担額が限度額を超えた場合で、一定の条件に該当する方の4回目以降の限度額が下がります。

お問い合わせ先

○今回の制度改正について **熊本県国保・高齢者医療課 (TEL: 096-333-2221)**

○国民健康保険の各種手続きについて **お住まいの市町村の国保担当窓口**

